

百貨店の地域貢献活動について

(ガイドライン)

平成18年11月10日

日本百貨店協会

百貨店は、これまで都市生活者のインフラとして、また地域の伝統・文化を守る立場として、あるいはコミュニティ形成の場として、様々な機能と役割を果たし、生活者の豊かなライフスタイルの形成と地元商店街と連携・協力して魅力あるまちづくりの推進に努めてきた。

ところが、近年、中心市街地の衰退・空洞化が著しく、その再生を図るためにも、百貨店はこれまで以上にまちづくりのリーダーとしての自覚をもち、行政・生活者・商店街と一体となって総合的なタウンマネジメントの観点から取り組んでいかなければならないと考える。

特に、今般のまちづくり三法見直しに伴う「中心市街地の活性化に関する法律」第3条（基本理念）と第6条（事業者の責務）の規定の趣旨を踏まえ、地元密着の百貨店としては、これまで以上に地域貢献活動を推進していくことが肝要と考える。これまで各百貨店が実施してきた地域貢献活動の中で、望ましいと思われるものについて例示した。

会員百貨店は、これらの例示を参考にして、企業の社会的責任（CSR）の観点から、それぞれ地域の実情に即した形で作成し、積極的に地域貢献活動を行っていくことが望ましい。

記

1. 地域づくりの取組みへの協力

- ① 自治体、商工会議所等様々な実施主体が行う中心市街地活性化、地域振興のための取組みに、百貨店としてのノウハウを提供する等積極的に協力する。
- ② 自治体、自治会、NPO等が実施する祭りや伝統行事、地域イベント、レクリエーション、スポーツ大会等各種行事に積極的に参加・協力する。
- ③ 地域づくりや地域において社会貢献活動を行う団体等に対して、コミュニティスペースの提供等に協力する。
- ④ 自治体や地域住民等との協議の場などを設置するなど地域のニーズ把握に努め、地域づくりに生かす。

2. 地域商業者と連携した地域活性化の推進

- ① 地元商工会議所や商店街組合等への加入・参加など地域の連携強化に努める。
- ② 近隣商店街が実施する共同売り出し等商業活性化イベントに可能な限り参加・協力する。
- ③ 地域商業の近代化・合理化・システム化に協力するため、地元商業者に研修・研鑽の機会を提供できるよう努める。

3. 地元製品の販売促進・需要拡大への協力

- ① 地元製品販売コーナーの設置など地元製品の積極的なPRや販売促進に協力する。
- ② 自治体が推進する「地産地消」に向けた取組みに協力する。
- ③ 地域経済の活性化を図るため、地元取引業者との取引促進にも出来る限り配慮する。

4. 地域雇用確保への協力

- ① 従業員の採用にあたっては、地域から優先的に雇用するよう努めるとともに、地域における雇用安定に出来る限り配慮する。
- ② 雇用継続・少子化対策として、例えば、短時間勤務制度の導入や育児・介護休業制度活用の促進等、仕事と家庭の両立支援の環境整備に努める。
- ③ 障害者の雇用の促進等に関する法律を遵守し、障害者雇用を推進するよう配慮する。
また、高齢者等の雇用の安定等に関する法律を遵守し、高齢者雇用を推進するとともに、高齢者の就業機会を確保するよう配慮する。

5. 防犯・青少年非行防止対策の推進

- ① 店舗内における防犯や青少年非行防止の観点から、実効性ある万引き防止等犯罪防止対策に努める。
- ② 営業時間外においても、大店立地法の指針等に基づき、駐車場の出入口の施錠及び適切な照明の設置、警備員の巡回など犯罪や青少年の非行防止策を講じるよう努める。

6. 地域防災への協力

- ① 災害時において、自治体等と連携し、避難場所や救護場所として駐車場敷地等を提供するなど便宜を図る。また、緊急時の物資提供等について要請があれば、必要な協力を行う。
- ② 災害時において、ボランティア活動を行う団体等に対して、支援・協力する。

7. 地域と連携した環境対策・環境美化の推進

- ① 日本百貨店協会の「百貨店の環境保全に関する自主行動計画」（平成18年3月10日改定）や会員各社が作成する環境方針等に沿って、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進、スマートラッピング（適宜適切な包装）の推進、CO₂削減など地球温暖化対策の推進、省エネルギー対応機器の導入など省エネルギー対策の推進に取り組む。
- ② 地域と連携し、定期的に店舗周辺の清掃美化活動や植樹・植栽などを実施する。

8. 退店・撤退時の対応

- ① 退店・撤退にあたっては、その時期やその後の対応策について、可能な限り早期に地域住民、自治体など関係先に情報提供を行う。
- ② 地域住民の買物の利便性が損なわれないよう、地権者等の協力を得て、後継店の確保について可能な限り努める。

- ③ 離職者の再就職や配置転換等従業員の雇用確保に配慮する。
- ④ 店舗を閉鎖する場合には、取引先企業の経営が悪化しないよう、店舗閉鎖情報の早期提供や後継店への紹介などに努めるとともに、建物の管理を徹底し、環境や景観の悪化を招かないよう配慮する。

9. 景観形成、街並みづくり等への協力

- ① 景観を阻害しないよう店舗の色彩、外観等に配慮する。
- ② 地域が進める良好な景観形成、街並みづくり等に協力する。
- ③ 自治体が推進する交通安全や交通渋滞などの対策に協力する。

10. その他

- ① 地元の大学、専門学校等からのインターンシップの受け入れに可能な限り協力する。
- ② 障害者施設等の作品の展示会や商品販売に可能な限り協力する。
- ③ 会員各社においては、様々な地域貢献活動への対応を一元化するため、地域貢献担当窓口を設置することが望ましい。

以上、例示した地域貢献活動は一部であり、これ以外に各百貨店において様々な取組みが行われているが、それをさらに深化・発展させていくとともに、環境変化に応じ不断に見直していくことが必要である。また、これらが絵に描いた餅にならぬよう毎年フォローアップしていくことが肝要である。

以上